

企画競争説明書

業務名称：タンザニア国コメ振興及び普及・研修システム強化
に向けた情報収集・確認調査

調達管理番号：21a00614

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」 とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2021年9月15日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年9月15日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：タンザニア国コメ振興及び普及・研修システム強化に向けた情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年12月 ～ 2023年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、

契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。

（6）部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末（2022年2月頃）

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：三宅 達夫 Miyake.Tatsuo@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

5 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

－特定の排除者はありません。

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2021年9月28日 12時

（2）提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として

お断りしています。

- (3) 回答方法：2021年10月4日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年10月12日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：

- 1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - 再委託に係る経費（種子調査、既存研修に係る情報収集調査）
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 = 0.0474400 円
 - b) US\$ 1 = 109.68200 円
 - c) EUR 1 = 130.23100 円
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／稲作栽培技術①、パートナーシップ
- b) 広域研修
- c) 稲作栽培技術②

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 15人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \times 100 \right) (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。

- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年10月29日(金)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：稲作開発及び農業分野での研修に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／稲作栽培技術①、パートナーシップ
- 広域研修
- 稲作栽培技術②

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／稲作栽培技術①、パートナーシップ）】

- a) 類似業務経験の分野：天水または灌漑地域における稲作栽培及び援助機

関連携（資金調達を含む）に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域／全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 広域研修】

- a) 類似業務経験の分野：関係機関と連携した広域研修の受入れとその実施に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国／全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 稲作栽培技術②】

- a) 類似業務経験の分野：天水または灌漑地域における稲作栽培に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国／全世界
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／稲作栽培技術①、パートナーシップ	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／〇〇〇	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力： 広域研修	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： 稲作栽培技術②	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

第3 特記仕様書案

1. 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「タンザニア国コメ振興及び普及・研修システム強化に向けた情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

2. 調査の背景・経緯

タンザニアでは、農業セクターは当国名目 GDP の約 3 割、当国全体の雇用の約 7 割を占める重要セクターであり、特に稲作分野においては穀物生産量の約 17% を占めており、コメの国内自給はほぼ達成している状況にある。しかしながら人口増加と経済成長に伴い、今後もコメの需要が増加すると推定されており、第 3 期中期（5 年）開発計画（Five Year Development Plan3（以下、「FYDP3」という。））ではコメを優先作物の一つとしており、コメの生産向上が農業分野において重要な政策課題の一つとなっている。

日本政府はタンザニアにおける農業分野支援の一環として 1970 年代から継続的にコメ振興支援を行ってきた。その成果として、農業省農業研修所のひとつであるキリマンジャロ農業研修センター（Kilimanjaro Agricultural Training Center : KATC）の機能が強化されると共に、農家圃場におけるコメ生産性向上のための栽培体系と研修方法を確立した。2007 年からは、この研修方法を活用しコメ生産技術を全国に普及するため、KATC に加え全国（タンザニア本土）5 カ所の農業研修所及びザンジバル政府の農業研修所を実施機関に加えた灌漑農業技術普及支援体制強化計画プロジェクト（Technical Cooperation in Supporting Service Delivery Systems of Irrigated Agriculture : 通称 TANRICE1）、コメ振興支援計画プロジェクト（Project for Supporting Rice Industry Development in Tanzania : 通称 TANRICE2）をそれぞれ実施したことにより、灌漑条件下にある水田稲作技術の普及に取り組み、多くの灌漑稲作農家が研修を受け、近隣農家へも伝搬され、コメの収量増に貢献してきた。また指導にあたる農業省研修所の教官、州や県の普及員の能力強化も行い、人材の育成も実施してきた。

プロジェクトにて確立された灌漑稲作を中心とした研修パッケージは農業省研修所にて活用され、コメ振興技術の全国的展開が行なわれている。しかしながら、限りある政府予算の中で定期的に研修を実施していくことは難しく、プロジェクト終了と共にその規模は縮小し、研修所によるフォローアップ研修は州または県予算が確保できたときのみ実施される状況であり、農業研修の持続性の確保と農業省研修所による自立的な研修の実施を促すことが喫緊の懸念となっている。

また、増え続けるコメの需要に対し、生産が需要に追い付かず、コメの輸入量は依然として変化せず毎年一定量を輸入し続けている。灌漑稲作においてはその面積に限りがあり（稲作作付面積の 9%）、天水低湿地および天水陸稲といった自然環境に大きく影響を受ける天水依存状態での栽培が作付面積大半を占めており、収量は不安定である。特に気象条件によって収量に大きく左右されるため、環境・気候に応じた品種の導入と栽培技術の確立が課題である。営農技術の向上だけでなく、

依然として不十分な灌漑開発、優良種子・肥料利用、機械化等に起因する土地生産性の低さも課題となっており、農業資材へのアクセスや収入における経済的負担も大きい。優良種子については年々その需要が増加しているものの供給がおいついておらず、第2期国家コメ開発戦略（National Rice Development Strategy Phase2：NRDS2）においても良質な優良種子の増産、優良種子の生産体制の確立、安定的な供給が重要課題とされている。また、稲作栽培に係る作業の95%が依然として人によるものであり、今後栽培面積の拡大とコメの生産増大を目指すうえでは、実情に適した農業機械の導入とアクセス改善、メンテナンス体制の整備が必要とされている。

上記の課題を踏まえ、「コメ振興と普及・研修システム強化」に関するタンザニア政府からの要望を受け、すでに採択が決定しているコメ能力強化プロジェクト（The Project for Strengthening Capacities of Stakeholders of Rice Industry Development：通称 TANRICE3）のための事前情報収集と試行的な実施を補完的に含むことで、本調査で得られた知見や教訓をもとにし、関連機関とのパートナーシップを築くとともにタンザニア政府のオーナーシップを醸成し、もって TANRICE3 の円滑な実施につなげるものである。

3. 調査の目的と範囲

本調査では、①現状を踏まえたうえでの包括的な研修システム確立の検討、②稲作研修の自立性と持続性の強化の検討、③稲作栽培技術の向上による生産的かつ効率的な栽培体系の確立とそれによるコメの増産の検討、④隣国への知見共有を通じた東アフリカ地域を中心とする稲作栽培の強化の検討、⑤今後の稲作栽培分野における JICA 支援の方向性に係る追加的な検討、をとおり、タンザニアの安定的で良質なコメの生産に資する情報を収集する

【調査対象地域】

タンザニア国全土

【調査協力機関】

- (1) 農業省（Ministry of Agriculture）
- (2) 農業省研修所（Ministry of Agriculture Training Institute：MATI 及び Kilimanjaro Agriculture Training Center：KATC）,
- (3) 国立ザンジバル大学農学部（School of Agriculture：SoA, State University of Zanzibar）

4. 調査業務の範囲

本調査において、受注者は調査の目的を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「6. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて「7. 報告書等」に基づき報告書を作成し、発注者及び調査協力機関に対し説明・協議の上、提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) 本調査は過去の報告書やタンザニアの政策文書等をレビューする国内作業に加え、2-4回の現地調査を想定している。ただ、コロナ禍により2021年7月時点ではダルエスサラームより陸路移動にて8時間以内の場所及びアルーシャに行動範囲が限られるため、基本的にはその範囲内での現地調査とするが、コロナ禍の情勢を踏まえつつ、必要に応じて現地調査の代替手法や一部調査内容の変更、現地調査地域の拡大等について柔軟に検討を行うこととする。
- (2) アフリカ稲作振興のための共同フェーズ2（Coalition for Africa Rice Development : CARD2）等の広域的な取組みや、無償資金協力（CARD 無償）アイディアの農業研修所強化計画構想、TICAD 関連の取組（日・アフリカ農業イノベーションセンター構想（Africa Field Innovation for Agriculture Technology : AFICAT）、食と栄養のイニシアティブ（Initiative for Food and Nutrition Security in Africa : IFNA）等）も本調査と重複する部分があるため、それらの動向を踏まえて調査を実施する。
- (3) 長年にわたる稲作振興支援のアセットを踏まえつつ、TANRICE3 開始前に位置づけられる調査であることに鑑み、関係機関の自立強化（含む他ドナー資金の活用）を焦点に宛てた情報収集を行うとともに出口戦略を構想した調査を行う。
- (4) 上記観点から、単なる情報収集にとどまることなく、パイロット的なキャパシティビルディング活動（研修など）を行うことで、より実践的な知見を収集し、実践可能な内容を網羅した調査を行う。
- (5) 下記「6.」に示す調査内容に関し、(1) - (4) の試行研修とそのモニタリングについては、KATC を拠点としつつ、研修の内容や作付け時期、広大なタンザニアの地における異なる気候・環境下での実施を加味し、対象となる試行研修地域を決定する。
- (6) 下記「6.」に示す調査内容に関し、(6) で実施する CARD 広域研修に関する実施方法の提案については、研修受講の意義を高めるために、また今後の本格的な実施を想定して、研修に係る費用（各国研修員の渡航費・日当宿泊費等の費用。講師等タンザニア側関係者に係る日当宿泊費・その他運営費等の費用は、JICA 側または CARD 事務局側での支弁が想定されているため除く。）は原則参加国・参加機関の負担とすることで調整できるよう、研修内容と研修費用が継続的な実施範囲での費用を検討する。
- (7) 下記「6.」に示す調査内容に関し、(8) にて検証を行う ICT 技術については、JICA がこれまで支援してきた現地または本邦企業（スタートアップ企業を含む）の製品・技術や、農業分野において JICA で検討中の JJ Agri システム（仮称）についても既存の技術の一つとして検討し、その内容・特性を分析するとともに、小規模農家が導入可能な ICT 技術を想定しての検証を実施する。

6. 調査の内容

【調査項目】

文献調査、現地での関係者へのヒアリングや再委託での調査等を通じ、以下の項目について情報収集・整理・分析、そして試行的取組を行う。

(1) 天水稲作研修に係る詳細情報の収集と研修教材改訂の提案

天水稲作地における収量向上に貢献するために、天水稲作の現状、特に現在天水栽培を行ううえでタンザニア国が直面している課題（異常気象や気候変動による稲作への影響等）について明らかにするとともに、天水稲作地域における普及員の稲作普及活動・モニタリングシステム、フォローアップ体制について情報収集をおこなう。

TANRICE2 で天水低湿地稲作研修、天水畑地稲作研修を受講した天水稲作地域を訪問し、研修後のプロジェクト効果をモニタリングすることで既存研修内容またはその手法について再度見直し、課題・改善点を明確にする。同時に他ドナー、NGO等で作成された研修教材、研修マニュアルについても情報収集し、その内容や研修方法について分析するとともに、TANRICE2 で作成した教材、研修マニュアルのレビューを行い、より良い教材にするために改定案を提案する。

提案した研修教材と研修マニュアルをもとに、農業研修所職員に対し ToT (Training of Trainers) 研修を実施し、農業研修所職員が農家や普及員を対象にした試行研修を実施するための支援を行う。試行研修後、農家や普及員、農業研修所職員のフィードバックを参考に、TANRICE3 にむけた研修方法の確立について検討を行う。本来であれば試行研修後に農家モニタリングを実施し、実情を把握したうえで改善点を分析し、研修方法の確立を検討することが望ましいが、天水稲作の作付けが一期作（主に12月から4月頃）であるため、時期的にモニタリングを実施することが難しい場合は、農家と普及員からのフィードバックをもとに検討を行う。

(2) 既存課題別研修（農業機械）に係る詳細情報の収集と研修教材改訂の提案

タンザニアにおいて農業機械化の推進が図られているものの、未だその普及率は低い。TANRICE2 で実施した農業機械研修の成果を明らかにするとともに、今後の課題を明確にする。また研修教材や研修マニュアルのレビューを行い、より良い教材にするための改訂案を提案する。

提案した研修教材と研修マニュアルをもとに、農業研修所職員に対して ToT 研修を実施し、農業研修所職員が農家や普及員を対象にした試行研修を実施するための支援を行う。研修終了後、農家や普及員、農業研修所職員のモニタリング、フィードバックを参考に、改訂版研修教材や研修マニュアルの有効性について検証を行い、TANRICE3 にむけた研修方法の確立について検討を行う。

(3) 優良種子生産にかかる研修の実施方法確立に向けた種子生産・流通に係る基礎情報の収集

種子については現状、自家採取を実施している農家が大多数を占めている。そのため、現在の自家採取方法と農家が自家採取を行ううえでの障害や課題について明

らかにし、農業省または他ドナーによる自家採取についての指導方法教材やマニュアルがあれば情報の収集を行う。

タンザニアにおける種子生産システム、特に農業種子機構（Agriculture Seed Agency : ASA）や農業研究所（Tanzania Agriculture Research Institute : TARI）での種子生産方法やその体制、品種、販売方法等について情報収集を行い、過去に収集された種子生産にまつわる情報をもとに情報整理と情報更新を行う。一方、少なからず優良種子を使用している農家もいることから、農家における優良種子の認知度や使用状況、生産性、その入手方法等についても情報収集を行う。種子に関する研修・認定・検査はタンザニア公式種子認定所（Tanzania Official Seed Certification Institute : TOSCI）が担っているため、種子検査に係る設備・機材、使用状況を確認するとともに、研修内容においてはその頻度、研修教材や研修マニュアルについて入手し、内容を分析する。加えて、ASA、TARI、TOSCI 等関係機関での種子生産・検査に係る設備・機材等について、上述のとおり現状確認のうえ、補修・整備等の必要性とそれに係る費用・期間をまとめ、農業省や各機関に補修・整備等の提案を行う。

品質宣言種子（Quality Declared Seed : QDS）生産農家による QDS 生産が推進される中、その生産状況と品質について確認する。また、USAID のタンザニア食糧バリューチェーンプロジェクト（Tanzania Staples Value Chain Project : NAFKA）にて QDS 生産農家の養成が行われていたことを踏まえ、QDS 生産農家になるまでの工程、QDS 生産農家の現状と課題、QDS の販売先等について情報収集を行い、QDS 生産農家となるために必要な情報と、中長期的な視点から QDS 生産農家になる利点について明確にし、今後 QDS 生産農家を養成するにあたってのアクションプランを作成する。

研究機関や大学等で品種開発された天水稲作種子があれば、その栽培特性や好適条件、適応範囲等について情報を収集し、そのなかで各地の天水稲作地域の気候や地域環境に応じた種子が見つかれば試行導入にあたっての提案を行う。

（４） 既存課題別研修（灌漑地区運営管理、マーケティング、ジェンダー）に係る詳細情報収集と研修教材改訂の提案

TANRICE2 で実施した課題別研修（灌漑地区運営管理、マーケティング、ジェンダー）の成果を明らかにするとともに、今後の課題を明確にする。特にジェンダーについては、農民の意識変化や行動変容についてもモニタリングを行うとともに、IFNA との連携（栄養改善啓発の組み込み）についても検討する。他ドナー、NGO 等で作成された研修教材や研修マニュアルについて情報収集を行い、その内容や研修方法について確認するとともに、TANRICE2 で作成された研修教材と研修マニュアルのレビューを行い、より良い教材にするための改訂案を提案する。

提案した研修教材と研修マニュアルをもとに、農業研修所職員に対して ToT 研修を実施し、農業研修所職員が農家や普及員を対象にした試行研修を実施するための支援を行う。研修終了後、農家や普及員、農業研修所職員のモニタリング、フィードバックを参考に、改訂版研修教材や研修マニュアルの有効性について検証を行い、TANRICE3 にむけた研修方法の確立について検討を行う。

(5) 既存研修パッケージ活用に関する情報収集と外部資金獲得を含む活用方法の提案

TANRICE2 で確立した灌漑稲作・課題別研修パッケージの継続的な活用のため、研修パッケージの普及・活用状況を確認するとともに、他ドナー、NGO、民間セクター、金融機関等の支援による稲作プロジェクトの実施状況やその動向について情報を収集し、研修パッケージの活用促進を促す。研修パッケージの活用については、MATI/KATC が外部資金を調達することにより、自己調達資金にて農民への研修活動を実施・運営できるような体制作りを行うために、MATI/KATC による研修委託受注の可能性を模索する。協働が望めそうな稲作プロジェクトについてはその連携方法を検討し、農業省へ提案する。また他ドナー、NGO 等との連携が可能となった場合を見込んで、その受注または協働プロセスについてのアクションプランを作成する。加えて、研修パッケージの更なる簡素化や農民間普及の促進方策等の検討を行う。

稲作における最新情報の提供、実践に基づいた研修の実施、研修パッケージの拡充を図るために、他の中央政府機関、研究機関、民間セクターとの連携を模索し、各機関からの講師の派遣等、活用できそうなリソースの確保とその具体的な連携方法についても検討する。

(6) CARD 広域研修に関する基礎情報の収集と実施体制の整備と実施方法の提案

CARD 広域研修の受入れを想定し、受入れに係る環境整備とその体制構築を支援する。広域研修の受入れ候補地としてKATCを想定しており、その研修受入れキャパシティ（講師人材、研修マニュアル、研修カリキュラム、圃場上京、宿泊施設、ロジ面でのアレンジ等）を確認するとともに、研修所強化のために宿泊施設、農業機械施設、収穫後処理施設等の状況を確認し、補修、整備等の必要性和それに係る費用・期間をまとめ、農業省やKATCに改修の提案を行う。

TANRICE2での他国JICAプロジェクトからの技術研修受入れを参考に、広域研修受入れに必要なロジ上の手続きフローを再度見直し、受入れマニュアル作成における支援を行う（講師の確保、研修マニュアル・研修カリキュラムの策定、対象者選定基準の制定、研修受入頻度、受入に係る予算見積、資金フロー等）。必要に応じてCARD事務局とも協議を行ったうえで、試行的研修受入れ実施のためのアクションプランを作成し、それに基づき、近隣諸国より研修の受入れを実施する。研修の持続性と将来的に研修受入れ施設としてKATCが機能していくことを考慮し、研修実施に係る外部資金の獲得についてその方法も検討する。試行的研修員の受入れ実施後、受入れマニュアルのレビューを行い、必要に応じて改訂を行う。

試行広域研修の実施は、本調査期間中に2回実施することを想定しているが、コロナ禍によりその実施が難しい場合は、オンラインを利用した遠隔での実施、または実施回数を減らすこともやむを得ないこととする。試行広域研修の実施にかかる費用（講師等タンザニア側関係者に係る日当宿泊費・その他の運営費、および各国研修員の渡航費・日当宿泊費等）は本調査の費用として見積もることとする。

(7) TANRICE3 実施に向けた補完的情報の収集

TANRICE3の実施に備え、農業省とMATI/KATCの2021/22、2022/23の財務状況（全体配賦予算や実際の執行率、その用途等）について情報収集する。またTANRICE2以降に導入された各機関のオンライン資金管理口座システムについて明確にするとともに、研修実施時に想定される研修資金フローについて整理し、資金口座の効率的な運用方法と研修実施に伴う研修経費の支出方法について検討を行う。

ザンジバル農業省の組織改編に伴い、TANRICE3より新たにカウンターパート機関となる国立ザンジバル大学農学部（TANRICE2のカウンターパートであったザンジバル農業省キジンバニ農業研修所が組織改編されたもの）と、その監督機関となる国立ザンジバル大学について、その指揮命令系統や管轄部署を確認し、受け入れ態勢や人的リソースについて確認を行う。

他ドナー、NGO、民間セクターが実施している既往プロジェクトと今後実施予定であるTANRICE3、特に農業研修所が農家に対して実施する研修分野において他機関とどのような連携が期待できるのか、その可能性について検討する。

（８） ICT 技術に関する情報収集と技術活用の提案

作物栽培管理からマーケティング、少額融資までを効率的に進め、農作物の生産向上と円滑な市場取引と融資制度等のスマート農業を推進していくために有効なICT技術の導入とその活用について情報収集を行う。近隣国を中心とするアフリカ諸国で活用されている製品、本邦企業・先進諸国が開発した製品・技術について、その種類や特性、普及・利用状況を調査し、タンザニアで開発・活用されているICTプラットフォームをはじめとした農業・稲作分野におけるICT活用方針や推進戦略、および既存のICT技術の普及・利用状況とその課題等を明らかにし、各製品の有用性と有効性について分析する。それらの情報をもとにTANRICEで支援した小規模農家において実用可能と考えるICT製品・技術のリストを作成し、その中で特にタンザニア稲作現場にて利用できそうなICT技術についてMATI/KATCや農家グループとの連携のもと、実際の圃場にて試行的導入試験を行い、その有効性について検証実験を行う。検証結果をふまえ、今後タンザニアの小規模農家が導入可能なICT活用について提言を行う。なお、試行導入するICT技術については無償で試行できるものを対象とし、農業省をはじめとするICT開発関係者、JICAとも協議を行う。ICT調達に係る側面支援やICT開発企業との調整、現地農家への研修支援は本調査にて行うものの、試行製品・技術に係る購入・調達費用は基本的に本調査の対象外とする。

（９） タンザニア稲作支援成果とりまとめ支援

タンザニア稲作分野における日本のプレゼンスをアピールするために、これまでの技術協力プロジェクトを通じたコメの増産や稲作栽培技術向上への貢献について、JICA本部・事務所が行う稲作支援の成果取りまとめに協力し、広報支援を行う。また過去稲作関連プロジェクトの教訓や提言をふまえ、タンザニアにおける今後の稲作支援案件の方向性や支援の在り方について提言を行う。

【国内準備（2021年12月～2022年1月）】

技術協力事業の詳細計画調査報告書、TANRICE2 専門家の作成した各種資料等を含む過去の事業報告書のレビューを行い、背景となる情報を収集することにより、調査の効率化を図る。特に上記（１）～（８）の項目について可能な限り項目別にまとめることにより各項目の調査方針について改めて整理し、現地調査計画を含むインセプションレポートを作成する。

【第 1 次現地調査（2022 年 2 月～5 月）】

現地調査計画に基づき、実施機関や農業研修所、農家グループ、他援助機関等の関連する国内関係者へのヒアリング、（１）、（２）、（４）については TANRICE2 で実施した研修の成果のモニタリング、それをふまえて研修教材の改訂と ToT 研修を実施する。（５）は他機関との関係構築に、（６）は受入れ準備に時間を要するため、早めに着手することとする。可能な限り実施機関関係者を巻き込みこむことで、実施機関の主体性や気づきを喚起するプロセスを経つつ進めること。

【国内作業（2022 年 6 月～7 月）】

帰国後、第 1 次調査結果報告書を作成するとともに、他ドナーとの連携方法、広域研修の受入れ実施のためのアクションプラン、試行導入を検討する ICT 技術・製品のリスト作成等の方向性等をまとめ JICA 及び実施機関と協議を行う。また合意した支援の方向性に沿って第 2 次現地調査にて深掘すべき項目についても検討を行うこと。これらの案については第 1 次調査結果報告書に含めること。

【第 2 次現地調査（2022 年 8 月～2023 年 3 月）】

国内作業期間に実施する JICA との協議を経て必要と判明した追加調査を行った上で、上記（１）、（２）、（４）については改訂版教材を利用した研修方法の確立を提案する。（５）に関して、実施機関の経済的自立を促し、外部委託契約により農民への研修が実施できるようにするために、実施機関職員を巻き込んで他援助機関との連携を進めていけるように整理することで研修の持続性の強化を提案する。（６）に関しても、将来的には実施機関のみで主体性をもって運営できるように職員の能力強化を図り、隣国への技術指導も含め、今後中長期的な広域研修の実施にむけての体制作りについて提案する。

また、最終報告書（案）を作成し、JICA に対して報告する。

【国内整理（2023 年 4 月）】

上記報告時の指摘事項等を追加で調査、修正し、最終報告書を作成する。最終報告書には（１）～（８）において収集した情報と試行研修の実施等に基づき、TANRICE3 における追加的活動等の提案とともに、研修事業における中長期的なアクションプランについても含める。また、過去長きにわたる稲作分野での支援の在り方をふまえ、今後中長期（５～10 年）における JICA の対タンザニア稲作分野における支援の方向性について、提言を行い、これも最終報告書に含めること。

7. 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は最終報告書とし、最終成果品の提出期限を履行期間の最終日とする。最終報告書のみ製本、他の報告書は簡易製本とする。

また、報告書類の印刷・電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。なお、以下に示す部数は機構へ提出する部数であり、会議等で印刷が求められた場合は別途用意すること。

- （1）インセプションレポート:和文1部、英文1部、電子ファイル（2021年12月）
- （2）第1次現地調査結果報告書：和文1部、電子ファイル（2022年8月上旬）
- （3）最終報告書（案）：電子ファイル（2023年5月上旬）
- （4）最終報告書：和文5部、英文7部、電子ファイル（和文4部、英文6部）（履行期限終了日まで）

別紙：最終報告書報告書目次案

最終報告書の構成（案）は以下のとおり。最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

表紙、序文、要約、目次

第1章：調査の背景と目的

第2章：農業 稲作分野の概況・課題

第3章：TANRICE3における追加的活動の提案

第3章：研修事業における中長期的なアクションプラン

第4章：中長期的なJICA支援に関する提言

付属資料 参考文献リスト

参考文献リストに掲載した文献については、PDF等の電子ファイルをCD-Rにて提出すること。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2021年12月に業務を開始し、履行期限までに最終成果品をJICAに提出することを想定している。

項目 \ 時期	2021					2022										2023		
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
国内準備	□																	
第1次 現地調査			■	■	■	■	■											
国内作業							□											
第2次 現地調査									■	■	■	■	■	■	■			
国内整理																	□	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合はプロポーザルにて提案すること。なお、業務従事者の格付について、業務指示書に記載された目安を超える提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

（1）業務量の目途：

全体： 約25人月（現地15人月、国内10人月）

（2）業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任者／稲作栽培技術①、パートナーシップ（2号）
- 2) 広域研修（3号）
- 3) 稲作栽培技術②（3号）
- 4) 農業機械
- 5) マーケティング
- 6) ジェンダー
- 7) ICT技術

3. 参考資料

（1）配布資料

- ・技術協力「タンザニア連合共和国 コメ振興支援計画プロジェクト」専門家業務完了報告書(2018)

- ・ Final Report of the Project for Supporting Rice Industry Development in Tanzania (TANRICE2)

(2) 参考資料

本プロジェクト関連の以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で閲覧可能。

- ・ 技術協力「タンザニア連合共和国 コメ振興支援計画プロジェクト」詳細計画策定調査報告書 (2012)

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12086336.pdf>)

- ・ 技術協力「タンザニア連合共和国 灌漑農業技術普及支援体制強化計画」終了時評価報告書(2012)

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12124087.pdf>)

4. 再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することができる。当該経費は別見積りとする。

- ・ 種子調査
- ・ 既存研修に係る情報収集調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」(2017年4月版)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

以上